

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 2 6 号

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例

相模原市火災予防条例(昭和 4 8 年相模原市条例第 3 6 号)の一部を次のように改正する。

目次中

- 「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第 3 0 条の 2  
一第 3 0 条の 7) を」
- 「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第 3 0 条の 2  
一第 3 0 条の 7) に」
- 第 3 章の 3 林野火災の予防(第 3 0 条の 8 ・ 第 3 0 条の 9) 」

改める。

第 3 条第 1 項第 1 5 号中「まき」を「薪」に改める。

第 3 条の 2 の見出しを「(風呂釜)」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「ふろがま」を「風呂釜」に改め、同項第 1 号中「かま内」を「釜内」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「ふろがま」を「風呂釜」に改める。

第 3 条の 4 の見出しを「(厨房設備<sup>ちゆう</sup>)」に改め、同条第 2 項中「第 3 条第 3 項の規定」を「同条第 3 項」に改める。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(簡易サウナ設備)

第 7 条の 2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であつて、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなけれ

ばならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第12号まで、第14号及び第17号から第20号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第8条の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)」を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ室に設ける放熱設備をいう。以下同じ。)」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第10条の2第1項中「第46条第14号」を「第46条第15号」に改め、同条第3項中「並びに第13条第1項第4号」を「、第13条第1項第4号」に改める。

第12条第1号中「おいて」を「あつて」に改める。

第13条第1項第3号ただし書中「変電設備」を「当該変電設備」に改める。

第13条の2第1項第2号中「<sup>きょう</sup>筐体」を「<sup>きょう</sup>筐体」に改める。

第29条第4項中「以下」を削る。

第30条中「警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、「の各号」を削り、同条第6号中「吸いがら」を「吸い殻」に改め、同条第7号を削る。

第30条の7第1項第1号中「、出火防止」を「出火防止」に、「及び通報」を「、通報」に改め、「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第30条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 市の区域内に在る者は、前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、第30条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第30条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第30条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第31条第4号中「さけめ」を「裂け目」に改める。

第32条の2第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項第12号中「等」を「その他の」に改め、同項第16号イ中「アの」を削り、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第32条の4第2項第8号中「、タンク」を「、当該タンク」に改める。

第32条の5第1項中「当該タンク」を「当該地下タンク」に改める。

第35条第1項第1号イ中「アの」を削る。

第36条第2項第2号ただし書中「同表」を「別表第8」に改め、同項第3号イただし書中「壁又は」を「壁若しくは」に改める。

第36条の3中「又は取り扱う」を「若しくは取り扱う」に改める。

第37条第1号中「いす」を「椅子」に改め、同条第2号中「いす背」を「椅子背」に、「いすの」を「椅子の」に、「いす席」を「椅子席」に改め、同条第5号アからウまでの規定中「いす席」を「椅子席」に改める。

第38条第1号中「いす」を「椅子」に改め、同条第2号中「いす背」を「椅子背」に、「いす座」を「椅子座」に改め、同条第4号ア中「いす席」を「椅子席」に、「いす背」を「椅子背」に、「いす座」を「椅子座」に改め、同号イ中「いす席」を「椅子席」に改める。

第39条中「いす席」を「椅子席」に改める。

第41条第1号ア中「いす席」を「椅子席」に、「長いす式」を「長椅子式」に改める。

第46条中第18号を第19号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同条第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 簡易サウナ設備(事業の用に供さないものを除く。)

第47条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加える。

附則第7項及び第9項中「ふろがま」を「風呂釜」に改める。

別表第3中「第3条—第5条、第7条、第9条、第10条、第20条—第23条」を「第3条、第20条」に、「ふろがま」を「風呂釜」に、「外がま」を「外釜」に、「ふろ用」を「風呂用」に、「内がま」を「内釜」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の次に1条を加える改正規定、第8条及び第10条の2第1項の改正規定、第30条の7第1項第1号の改正規定(「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える部分に限る。)並びに第46条の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。